

カードの キャッシング も取り戻せる

サラ金大手4社の'07年3月期の連結決算の最終損益

るかもしれない。

本来、金融機関は「利息制限法」の上限金利(15(20%)以下の金利で貸し付けなければいけない。しかしサラ金は、「出資法」で規定された上限金利(29.2%)、いわゆる「グレーゾーン」金利で貸し付け、ボロ儲けしてきた。

利用者は、元金と利息制限法に基づく利息は支払い終わっているのに、その「グレーゾーン」の金利を余分に支払わされてきた。これが「過払い金」だ。

だがこの状況は、'06年1月の最高裁判決でガラリと変わる。この判決でグレーゾーン金利が違法であることがはっきりと認定された。貸し手側に請求すれば、この過払い金を取り戻せるようになったのである。

が、アイフル4112億円、アコム4379億円、プロミス3782億円、武富士4813億円という巨額の赤字に陥ったのは、「過払い金」返還に備え多額の引当金を積んだのが最大の原因だ。引当金は4社で計1兆7000億円になる。

だが冒頭の飯塚さんのように、実際に取り戻した人はまだごく一部にすぎない。この問題に詳しい宇都宮健児弁護士はこう言う。

「消費者金融の利用者は1400万人、うち5社以上から借り入れている多重債務者は230万人。そのうち弁護士や司法書士に相談しているのはたった2割です。過払い金の返還請求ができることを知らない債務者は大勢いるんです」

過払い金を取り戻せるのは、サラ金地獄にはまった多重債務者だけではない。サラ金の利用者には、借りた額は少額ながら、利息と元金を毎月少しずつ返済するだけで、長期にわたって返済が終わらない人も多い。この場合も「利用が7

年以上になっていれば過払い金が発生している可能性が高い。そうでなくても借金の額はかなり減らすことができる」(宇都宮弁護士)という。サラ金からの借金を完済してしまっても、最後の取引日から10年以内であれば返還請求をすることができると。

また、グレーゾーン金利で儲けていたのはサラ金だけではない。信販会社や流通系のクレジット会社が手がける「カードローン」や「キャッシング」もそうだ。

今回、本誌はサラ金とカードローン各社に、過払い金の返還にどう対応しているかをアンケート調査した。その結果は次ページの表のとおりだが、信販大手のオリコの場合、月に十数億円もの過払い金を返還しているほどだ。クレジットカードのローンを利用した人は過払い金を取り戻せる可能性がある。

では具体的にどうすればいいのか。相手の会社によって、対応はずいぶん違う。その手順を、この表に従っ

て説明しよう。

「アコムは 良心的だが、 あの会社は」

まずはサラ金、クレジット会社に連絡し、自分の「取引履歴」の開示請求を行う。その際、武富士のように独自の書式を必要とする業者もある。問い合わせれば郵送してくれるケースが多く、ホームページから入手できる場合もある。

すべての取引履歴が開示されたなら、次は法定金利に従って残債務を計算し直す。書店で売られている「過払い金返還」のマニュアル本におまけでよくついているCD-ROMや、あるいはインターネットから計算ソフトを入手すれば計算は簡単だ。またレイクのような取引履歴を一部しか開示しない業者もいるが、その場合は取引履歴のもっとも古い日付の段階で残債務がゼロになっていると見なし、それ以降の返済金を全

額過払い金として計算する方法も認められる。

こうして過払い金の額を確定することができれば、いよいよ業者に直接請求する。そこで相手が和解を持ちかけ支払いに応じる場合もあるが、応じなければ提訴することになる。請求額が140万円以下なら近くの簡易裁判所、それを超えるなら地方裁判所に訴えを起す。表をみればわかるが、提訴をすれば和解に応じる業者は多い。

「過払い金回収マニュアル」サラ金・消費者金融からお金を取り返す方法」(ダイヤモンド社刊)を著した名古屋消費者信用問題研究会の代表、瀧康暢弁護士に協力してもらい、瀧弁護士が関わった事例での、各社の実際の対応ぶりも上の表に加えている。瀧弁護士が相談を受けたが、実際の手続きは借り手本人が行ったケースだけを取り上げた。

各社の対応にもっとも差が出るのが、提訴前に和解するかどうかだ。アコムのように「過払い金の8割な

